

法人処罰論に関する一考察

高 橋 欣 也

要 旨

現代社会において、企業活動は高度化・複雑化の一途を辿り、それにより法人による不祥事も継続的に発生している。このような状況下にもかかわらず、わが国の現行刑法は、企業犯罪に対する処罰を直接的に規定する条文が存在しないという特質を有している。こうした刑法上の特徴を背景として、「法人処罰論」という枠組みのもと、戦前から今日に至るまで、多様な見解が提起され、活発な議論が展開されてきた。

法人処罰の理論的根拠に関しては、法人の行為と個人の行為を同一視する「同一視理論」と法人固有の組織構造に着目する「組織モデル」という、2つの代表的な理論的立場が対置されてきた。しかし近年では、これら両理論の対立構造を踏まえつつ、各々の利点を踏まえた新たな見解が複数提唱されている。

本研究では、法人の犯罪能力については、法人の組織的活動実態、その社会的影響力の大きさ、さらには法的規制の実効性の観点から、法人の犯罪能力を肯定すべきであるとの結論に至った。また、法人処罰の理論的根拠については、従来の諸見解を批判的に検討した結果、法人処罰の積極的意義に関する理論的に基礎づけつつ、刑法理論上の正当性をも確保している統合説が、もっとも妥当であるとの結論に至った。

キーワード：法人処罰，企業犯罪，同一視理論，組織モデル，統合説

1. はじめに

現代社会において、企業活動は高度化・複雑化の一途を辿っているにもかかわらず、法人による重大な不祥事が後を絶たない。過去には、1950年代の森永ドライミルク事件⁽¹⁾、1968年のカネミ油症事件⁽²⁾、1970年代まで深刻化した水俣病事件⁽³⁾など、戦後日本の高度経済成長期には多くの企業犯罪が社会問題化した。近年においても、2005年JR福知山線脱線事故⁽⁴⁾や2011年

の東京電力福島第一原子力発電所事故に関する業務上過失致死傷事件⁽⁵⁾に至るまで、企業の組織的な過失による重大事故が繰り返されている。

ところで、イギリスの法人処罰制度には、企業内の「意思決定者」が存在するという特徴的な概念があり、その人物は企業の業務に従事する際、「会社の体現者」とみなされる⁽⁶⁾。彼らの行為と心的状態が企業自体の行為と心理状態とみなされるという「同一視理論」が採用されている⁽⁷⁾。そのイギリスにおいて、2023年10月に Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023（「2023年経済犯罪及び企業の透明性に関する法律」）が成立した。同法は、経済犯罪に対する企業の刑事責任を明確化することを主たる目的としており⁽⁸⁾。その核心は「会社の体現者」の範囲を「上級管理職」（senior managers）にまで拡大した点にある⁽⁹⁾。具体的には、2023年経済犯罪及び企業の透明性に関する法第196条第1項（Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, s196（1））において、上級管理職が職務上の権限もしくは見かけ上の権限の範囲内で行動し、関連する罪を犯した場合、当該法人組織もその犯罪について責任を負うことが規定された⁽¹⁰⁾。

一方、わが国の現行刑法には、イギリス法のような企業犯罪に対する直接的な処罰規定が存在しない⁽¹¹⁾。このような法制度上の特質を背景として、「法人処罰論」という理論的枠組みのもとで、戦前から今日に至るまで多様な見解が提起され、活発な議論が展開されてきた⁽¹²⁾。その中心的な論点は、法人の犯罪能力と法人処罰の根拠に関する対立であった。

しかし近時、諸外国における法人処罰の動向を踏まえ、従来とは異なる視座からの法人処罰論が提起されるようになってきている。そこでは、法人処罰の根拠として示されたモデルのうち、これまで十分な支持を得られていなかった「組織モデル」が再評価され、これを軸とした議論が活発化している点が注目される。この理論的展開は、法人処罰論における新たな根拠づけの確立と、これに基づく新たな議論枠組みの形成をもたらしている⁽¹³⁾。

本論文は、以上のような理論状況を踏まえ、わが国における法人処罰論の展開を体系的に考察するものである。具体的には、法人の犯罪能力及び法人処罰の根拠に関する判例及び学説を分析・検討し、その理論的展開を考察する。

2. 法人の犯罪能力に関する判例の動向

ここでは、法人の犯罪能力に関する裁判所の判断の歴史的展開を考察する。そこで、まず大審院時代の判例を概観したうえで、最高裁判所時代の判例分析へと検討を進める。なお、紙幅の制約上、考察対象は、各時代の代表的な判例に限定し、その意義と特徴を中心に検討するものとする。

(1) 大審院の判例

①海産物委託販売を目的とする合資会社の無限責任社員として会社を代表していた被告人 X は、Y より販売の委託を受けて業務上占有していた鰯粕を質入れして横領したという事案において、大審院は「問屋ハ委託者ヨリ販売ノ委託ヲ受ケタル物ヲ委託者ノ爲ニ自己ノ名ヲ以テ販売スルノ権利ヲ有スルコト勿論ナリト雖自己ノ爲ニ之ヲ擅ニ質入処分スルノ権利ヲ有スルモノニ非ス固ヨリ此ノ如キ質入契約ハ質取主トノ関係ニ於テ有効ナル場合アルヘシト雖其ノ処分ハ委託者ニ対シテ不法行為タルヲ免レス而シテ本件ニ於ケル如ク問屋業者カ会社ニシテ其ノ代表者カ業務執行ニ付此ノ如キ不法行為ヲ為シタルトキハ法律ノ規定……ニ依リ会社ニ於テ其ノ損害賠償ノ責ニ任スベキコト明白ナリト雖現行刑法ニ於テハ法人ノ代表者カ法人ノ利益ノ爲ニ罪ヲ犯ストキハ法人ヲ犯罪ノ主体ナルトシテ刑事上ノ責任ヲ負担セシムヘシトスル見解ヲ排斥シ事実上其ノ犯罪ヲ為シタル代表者ヲ処罰スルモノト解スルヲ正当ナリトス」と判示し、法人の犯罪能力は有しないものと判示した⁽¹⁴⁾。

②A 株式会社の取締役社長 X が、自社株を B 株式会社が保管中、Y が盗み出したとの虚偽の事実を公開の裁判所において弁護士に陳述させ Y の名誉を毀損したという事案について、「我法制ニ於テ犯罪ノ主体トナルモノハ自然人ノミニシテ法人ハ犯罪能力ヲ有セサルヲ以テ原則トナシ特ニ明治三十三年法律第五十二号ノ如キ規定存スル場合ニ限り法人ハ処罰セラルヘキモノト解スルヲ相当トス而シテ法人ノ代表者カ法人ノ業務執行上他人ノ名誉ヲ毀損スル行為アリタリトスルモ斯ル場合ニ法人ヲ処罰スヘキ特別ノ規定存セサルヲ以テ法人ハ処罰セラルヘキモノニアラスシテ犯罪能力アル当該行為者ニ於テ処罰ヲ免レサルモノトス」とし、「法人ニ於テ租税ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル件第一條」のように、法人を処罰するための特別の規定が存在する場合には法人を処罰することもできると判示した⁽¹⁵⁾。

③被告人 X は、毎日金 10 銭を X の口座に振り込むときは年 7 歩の利子を給し、解約の際、出資金を返還することを約束するなどして、主務大臣の免許を受けずに出資金契約を結び、貯蓄銀行業を営んだという事案である。これについて、「我現行刑事制裁法令ノ大系ハ法人ノ犯罪行為能力ヲ否定スルモノナルコトヲ知ルニ難カラサルカ故ニ叙上本院判例ノ趣旨ハ特ニ明白ナル根拠ノ存スルニ非サレハ反対ノ解釈ヲ容ルルモノニ非ス而シテ貯蓄銀行法第十八条ノ規定ハ明治二十三年法律第七十三号貯蓄銀行条例九条ノ規定ニ対応スルモノニシテ法人ヲ処罰セサルコトヲ明カニセサル点ニ於テ後者ト異ナル所アリト雖モ其ノ法文自体ニ依リテ毫モ法人ノ犯罪行為能力ヲ認ムル趣旨ヲ明カニセサルノミナラス其ノ他ノ規定ニ於テモ此趣旨ヲ啓示スルモノト認ムルニ足ルヘキ所ナキカ故ニ同条ノ規定ハ刑法第八条本文ニ依リ刑法総則ノ精神ニ從テ之ヲ解釈スルヲ当然ナリトス乃チ同条ノ規定ハ自己ノ為ニスルト他人ノ為ニスルトヲ問ハス免許ヲ受ケシテ貯蓄

銀行業ヲ営ム事實行為者ヲ処罰スルモノニシテ法人ノ犯罪能力ヲ認メ之ヲ処罰スルノ趣旨ヲ含蓄スルモノニ非スト解スヘキモノナリトス」であり、「貯蓄銀行法ニ在リテハ第十八条ニ於テ刑罰規定ヲ存スルニ止リ而モ同条ノ規定ニ依リテハ事實行為者ヲ罰スルコトヲ得ルニ過キサルコト前点ニ説明シタルカ如クニシテ別ニ事實行為者以外ノ者ヲ処罰スヘキ特別規定タルノ趣旨ヲ窺フニ足ルヘキモノナキカ故ニ之カ解釈上叙上根本原則ノ例外ヲ認ムルニ適セサルモノトス」として、法人処罰規定がある場合には処罰することができるが、旧貯蓄銀行法18条にはその規定がないため、法人を処罰することはできないと判示した⁽¹⁶⁾。

一方、④酒精及酒精含有飲料税法違反事件において、「酒精含有飲料ノ販売業ヲ目的トスル法人ノ代表者カ政府ノ免許ヲ受クルコトナクシテ其ノ法人ノ業務ニ関シ酒精含有飲料ヲ製造シタル行為ハ右販売業ニ關聯シ随テ該營業ノ範圍ニ属スルヲ以テ同法人ハ之カ処罰ヲ免レサル者ト解スルヲ相当トス若シ然ラストセハ叙上法人ノ代表者カ擅ニ酒精含有飲料ヲ製造シ其ノ法人ノ計算ニ於テ之ヲ販売シタル犯法行為ニ付法人ヲ処罰スルヲ得サルヘク法人処罰ニ関スル明治三十三年法律第五十二号ヲ設ケタル理由ニ反スルニ至ルヘケレハナリ」として、法人の代表者が法人業務の營業の範圍に属する行為に関し罪を犯した場合には、当該法人も処罰されるとする判例もある⁽¹⁷⁾。

このように大審院は、基本的に法人の犯罪能力について否定的な立場を採用している。これは、犯罪の主体を自然人に限定するという刑法の基本原則に依拠したものと解することができよう。しかし同時に、②、③の判決に示されている「特に法人処罰の規定」が存在する場合には、法人処罰も可能であるとの柔軟な姿勢も展開していた。このような大審院の柔軟な態度は、その後の最高裁判所時代における法人の犯罪能力に関する判例の発展につながっていくものといえよう。

(2) 最高裁判所の判例

①被告人Xはキャバレー国際クラブを經營し、ダンサーや楽団を雇い、客から入場料を徴収してダンスをさせることを業としていたが、Y等と共謀のうえ、同クラブの經營に関する本帳簿のほか、実際に徴収した毎月の入場料金の約3分の1を記載した税務帳簿を作成し、これに基づいて所轄税務署に対し、入場税額について虚偽の申告をし、業務に関し不正の方法で入場税を遁脱しまたは遁脱しようとしたという事案である。これについて最高裁判所は、廃止前の入場税法17条の3は「同条は事業主たる、人の『代理人、使用人其ノ他ノ従業者』が入場税を遁脱しまたは遁脱せんとした行為に対し、事業主として右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を怠りし過失の存在を推定した規定と解すべく、したがって事業主において右に関する注意を怠りしことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とする。」と判示した⁽¹⁸⁾。

②貿易業を営む居住者である被告会社Xの平の取締役等が、被告会社の業務に関し、法定の

除外事由がないのに、非居住者のためにする居住者に対する支払ないし支払の受領をなすなどしたという事案である。これについて最高裁判所は、「事業主が人である場合の両罰規定については、その代理人、使用人その他の従業者の違反行為に対し、事業主に右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかつた過失の存在を推定したものであつて、事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とすることは、すでに当裁判所屢次の判例……の説示するところであり、右法意は、本件のように事業主が法人（株式会社）で、行為者が、その代表者でない、従業者である場合にも、当然推及されるべきである」と判示した⁽¹⁹⁾。

最高裁判所の判例における法人の刑事責任に関する見解と両罰規定の解釈は時代とともに発展してきたといえよう。とりわけ重要な転換点となったのが、①判決である。①判決は事業主たる自然人を処罰しているが、そこで注目すべきは、両罰規定の性格について、最高裁判所が過失推定説を採用したことである。すなわち、事業主（たる自然人）の代理人、使用人、その他の従業者が犯罪行為をした場合、事業主にはこれらの者に対する選任・監督上の義務が存在するが、事業主が当該注意義務を尽くしたことを立証できない限り、選任・監督上の過失の存在が推定されるところををはじめて表明したのである⁽²⁰⁾。この①判決は、両罰規定の法的性質について、事業主の過失を推定する規定であることを明確に示した点で、画期的な意義を有するものといえよう。

②判決では、①判決で示された立場を踏襲しつつ、事業主たる法人にも過失推定説が妥当であると判示した点に特徴があり⁽²¹⁾、法人自体の刑事責任を認めるという重要な一步を踏み出している。また②判決では、両罰規定の適用を法人の代表者の場合に限定せず、一般の従業者による行為であっても、それが法人の選任・監督上の過失に基づく限り、法人の刑事責任は免れないとしている⁽²²⁾。このことからすると、両罰規定の適用範囲が拡大されたといえよう。

以上のことから、両罰規定に関する判例の発展過程は、その解釈基準の明確化と適用範囲の拡大という特徴を示していると考えられる。

3. 法人処罰に関する動向

このように判例は、法人の犯罪能力について、大審院は否定的な立場を採用していたが、最高裁判所は過失推定説の採用を経て、最終的には法人の犯罪能力を肯定する態度へと移行していったと解釈する見解もある⁽²³⁾。しかし思うに、両罰規定の解釈と法人処罰の根拠論は、本質的に異なる問題といえよう⁽²⁴⁾。すなわち、両罰規定は立法技術的な性格を強く有しており、その解釈は必ずしも法人の犯罪能力の問題とは関係のない機能も有しているからである⁽²⁵⁾。また、前

述した昭和40年最高裁判決は、受皿的構成要件が法人に対しても適用されることを示したにとどまり、法人処罰の根拠等については言及していない⁽²⁶⁾。したがって、法人処罰の根拠論と両罰規定の解釈とは慎重に区別して論じる必要があろう。

そこで以下では、法人処罰の根拠と両罰規定の解釈とを区別したうえで、法人処罰の根拠の根拠について検討を進める。その際、まず法人の犯罪能力に関する理論的問題を整理したのち、法人処罰の根拠論へと考察を展開していく。

(1) 法人の犯罪能力

法人の犯罪能力をめぐるっては、これを否定する見解⁽²⁷⁾と肯定する見解とに分かれている。否定説は、主として、①法人には自然人のような意思も肉体も存在せず、それゆえ行為能力を欠いていること、②法人には受刑能力がないこと、③現行刑法のシステムが生命刑・自由刑を中心に構成されており、その基本的処罰体系が自然人を想定していることなどを根拠として挙げている。

否定説が指摘するように、現行刑法には法人の処罰に馴染まない犯罪類型や、自然人のみを対象とする刑種も存在することは確かである。しかし、法人に対する財産刑については十分な合理性が認められ⁽²⁸⁾、また行政刑法においては法人の行為それ自体を観念し、法人処罰を積極的に認める規定が多数存在している⁽²⁹⁾。

今日、法人は社会経済活動の中心的存在として、経済的・社会的に幅広い活動を展開している。法人は多大な利益を生み出す一方で、社会に重大な影響力を有しており、その存在意義は明白である。しかし、利益追求を目的とする法人の活動は、時として国民の生命・身体・財産等の重大な法益を侵害するおそれを内包している⁽³⁰⁾。また現代の法人は、組織として高度な意思決定プロセスを確立し、独自の意思決定を行う能力を備えているといえることができる⁽³¹⁾。その決定に基づき、法人に属する構成員が組織的な統制のもとで、大規模な事業活動を展開している。このような法人の組織的活動は、単なる構成員個人の活動の集積を超えて、社会において独自の実体性を獲得するに至っているといえよう⁽³²⁾。

法人のこのような組織的特質に鑑みれば、法人に対する社会からの法的非難は十分な正当性を有する⁽³³⁾。また、法人は機関及び従業員という自然人を通じて意思決定を行い、組織的な活動を展開していることから、法人の行為に対する法的非難に反応して、その行動を変更することも可能である⁽³⁴⁾。すなわち、法人の違法行為に対する責任追及と将来的な違法行為の抑止のために、実効性のある刑罰を制度化することは十分に可能であり、また現代社会においては、このような法制度の整備が不可欠であるといえよう⁽³⁵⁾。

以上の検討から、法人の犯罪能力を一律に否定することは妥当ではないと考えられる。すなわち、法人の組織的活動の実態、その社会的影響力の重大性、さらには法的規制の実効性の観点か

ら、法人の犯罪能力は積極的に肯定されるべきである⁽³⁶⁾。

(2) 法人処罰の根拠

法人処罰の根拠をめぐることは、わが国において従来、同一視理論と組織モデルという2つの見解が理論的対立を形成してきた。

同一視理論は、法人の経営者をはじめとした一定の自然人の意思と行為を法人自身の意思と行為と同一視し、代表者等の行為責任から法人処罰を基礎づけようとする理論である⁽³⁷⁾。この理論の特徴は、法人の活動が自然人の関与なしには成立し得ないという現実を直視し、法人内部の指導者の行為とその他の構成員の関与という実体に基づいて法人処罰を根拠づけようとする点である⁽³⁸⁾。また、法人と同一視される一定の自然人の範囲を、法人の代表者およびそれに準ずる者に限定している点も特徴的である⁽³⁹⁾。

しかし、同一視理論は、以下の点において重要な批判が提起されている。すなわち、第一に、法人処罰の存在意義についての説明が不十分であることである。第二に、同理論は刑法理論上の正当性を付与できると主張しながらも、その論拠を刑法理論以外の観点に求めようとする点で、刑法理論上の正当化根拠を十分に示し得ていないことである⁽⁴⁰⁾。

一方、組織モデルは法人自身の違法行為を直接的な非難対象とし、自然人とは独立した法人自体の自己責任を問う理論である。この理論を提唱した藤木英雄博士は、巨大な資金力を背景とする経済活動や公害・災害などの加害行為について、法人自体の行為として捉え、その犯罪能力を積極的に肯定すべきことを主張した。すなわち、法人には肉体も意思も有しないという事実を認めつつも、「犯罪行為のすべてが、自然人の肉体的な挙動を犯罪の不可欠の要素としているわけではない。その罪の本質的要素が経済的行動の性質を帯び、肉体的挙動自体が犯罪性を帯びるのではなく、その際に遵守すべき義務を怠った義務違反制に犯罪性の重点が求められる場合であって、しかも法人もその義務を怠ったことにより他人に害悪を及ぼしたことが犯罪とされる場合は、その加害行為は、法人自体の義務違反によって引き起こされた法人自体の犯罪と観念することは、比較的容易である」⁽⁴¹⁾とする。また同理論は、違反行為者が特定できない場合であっても、法人自体の過失という観念を認めることで、両罰規定に基づく業務主体の責任として法人を処罰することも理論上可能であるとする⁽⁴²⁾。その後、藤木博士の理論は、板倉宏博士によって企業組織体責任論として継承・発展した。

企業組織責任論とは、次のような認識を理論的基礎としている。すなわち、「法人企業体が個々の構成員を超えた社会的実在であり、その組織体としての活（行）動があり、企業組織体をなう自然人の行為は、同時に法人などの企業組織体自体の行為のひとつとみるのが、前法律的な社会通念ではある」⁽⁴³⁾という認識を基礎としている。この理論からは、代表者から末端従業員ま

だが法人企業体の組織活動を分担している限り、そのうちの誰かが犯罪行為を実行した場合には、それを法人それ自体の行為として捉え、法人を処罰することができるとされる⁽⁴⁴⁾。また、組織活動を分担する個々の構成員に可罰的違法行為が認められない場合であっても、法人自体に違法行為が認められれば、法人を処罰することが可能であるとされる⁽⁴⁵⁾。

しかし、組織モデルの見解に対しては、主に2つの重要な批判が提起されている。第一に、末端従業員の行為であっても業務関連性が認められれば法人の行為となることから、実質的に法人に結果責任を認めることになってしまうという問題が指摘されている⁽⁴⁶⁾。第二に、法人と自然人行為者との同一の罪責のもとで処罰することは二重処罰に該当する可能性があり、その結果として自然人行為者への処罰が困難になるのではないかという懸念が示されている⁽⁴⁷⁾。

このような従来の理論状況に対して、近年、新たな視座から重要な問題提起がなされている。その内容は、以下の3点に整理することができる。第一に、同一視理論と組織モデルの双方について、法人処罰の存在意義や刑法理論上の正当性に十分な基礎づけがなされていないという批判である⁽⁴⁸⁾。第二に、企業の多面的な性質に関する指摘である。すなわち、同一視理論では法人としての性質を捉えられるものの組織体としての性質を把握することができず、他方、組織モデルでは組織体としての性質を捉えることはできるものの法人としての性質を十分に把握できないという問題が指摘されている⁽⁴⁹⁾。第三に、同一視理論と組織モデルの関係性についての新たな理解である。すなわち、両理論は必ずしも対立関係にあるわけではなく、法人の自己責任を根拠づけることを目標とする点で共通の基板を有するという指摘がなされている⁽⁵⁰⁾。このような理論的認識を基礎として、近時では同一視理論と組織モデルの双方を考慮する見解が展開されるようになってきている。

まず、補充説は、組織モデルが抱える限界、すなわち肉体的挙動と心理的要素が必要とされる犯罪類型への適用困難性を、同一視理論によって補充しようとする見解である。この見解は、法人固有の責任を認めるためには、「その前提として、法人の行為となるべき行為を行う自然人に犯罪成立に必要な故意・過失が認められることが必要である」⁽⁵¹⁾とする。その理由として、「法人も結局のところは、自然人を通じて行為するのであって、自然人行為者に故意・過失がなければ、違法行為を法人に主観的に帰属させることができない」⁽⁵²⁾点を挙げる。

しかし補充説は、自然人行為者が代表者である場合であっても、その者の故意・過失のみでは不十分であるとする。すなわち、法人として違反行為を回避することが可能であったにもかかわらず、違法行為に出たことを非難できる必要があるとの認識を示す⁽⁵³⁾。そして、「法人の場合は、行為者の行為を内部で監視し思いとどまらせる機序は、当該行為者の内面だけではなく、法人の組織的な犯罪防止措置にも見いだすことができる」⁽⁵⁴⁾とし、このような法人の組織的な犯罪防止措置義務は、「組織全体の集合体的な責任と見た方が実体に即しているように思われる」⁽⁵⁵⁾と主

張する。

このように補充説は、故意・過失といった心理的要素を自然人から直接導くことはできないと認識しつつ、企業固有の性質を考慮に入れた判断枠組みを展開する。具体的には、組織的な犯罪防止措置の不存在を刑法上の非難対象とすることで、企業の組織としての責任を問うアプローチを採用している。

しかし、この見解に対しては、『個人モデル』が内包している違法行為者の特定なしに、企業の刑事責任を問えないという本質的な問題を克服できていない⁽⁵⁶⁾などの批判が提起されている。

次に、併用説は、同一視理論と組織モデルの両者を併用する見解として提唱されている⁽⁵⁷⁾。この見解は、個人責任を重視する同一視理論と組織全体の責任を問う組織モデルが必ずしも対立関係にないという認識を基礎として、それぞれの独自の存在意義を認めただうで、両理論を併用することを主張する⁽⁵⁸⁾。特に、法人としての側面と組織体としての側面という企業の二面性を適切に考慮することを重視する点に特徴がある⁽⁵⁹⁾。

併用説の具体的な理論構成は、2つの観点から展開される。第一に、同一視理論の観点から、企業の代表者の意思と行為を企業自体の意思と行為と同一視し、法人の故意・過失責任を問う法的構成を採用する⁽⁶⁰⁾。第二に、組織モデルの観点から、企業自身に対して、企業活動から生じる犯罪の防止装置や法令遵守を担保するシステムの構築を法的義務として課す⁽⁶¹⁾。

また、併用説は企業固有の義務として、法令遵守のための管理システムである「コンプライアンス・プログラム」の構築義務を設定する⁽⁶²⁾。企業がこの注意義務を怠り、その結果として従業員が違法行為と法益侵害が生じた場合、企業はシステム面での管理監督における過失責任（企業システム過失責任）を問われることになる⁽⁶³⁾。その理論的根拠として、「法令を遵守した企業活動を行うことで、そこから生じる法益侵害を防止する能力は、たとえ代表者であっても認められず、個人のレベルを超えた社会的存在としての企業自身だけが負担すべきであり、かつ負担できる」⁽⁶⁴⁾点が挙げられる。

この「企業システム過失責任」を導入により、企業の注意義務が明確となり、企業の実態に即した刑事責任を問うことが可能となるとされる⁽⁶⁵⁾。また、企業に対して「コンプライアンス・プログラム」の導入を進めるインセンティブを付与することで、企業犯罪の防止にも寄与するとされる⁽⁶⁶⁾。

しかし、併用説に対しても、次のような批判がある。第一に、組織の過失責任を具体化する方法として、「コンプライアンス・プログラム」のみを判断基準とすることの妥当性に疑問が呈され、実行者の注意義務も判断材料に含めるべきであるとの指摘がある⁽⁶⁷⁾。第二に、既存の刑法理論との整合性が明確でない点が指摘される。特に、法人の構成員による結果予見が著しく困難な場合であっても、法人に企業システム過失責任が認められる余地が大きいという問題も提起さ

れている⁽⁶⁸⁾。

さらに、近年、従来の同一視理論と組織モデルを統合を図りつつ、それぞれの理論的境界を克服しようとする新たな見解として、統合説が提唱されている⁽⁶⁹⁾。この見解の核心は、まず法人処罰の積極的存在意義を二つの機能から捉える点にある。

すなわち、第一は「抑止対象の拡張機能」である。これは、多数の自然人の活動が集積する結節点としての法人自体を処罰対象とすることで、直接的な処罰の対象とならない従業員の範囲まで、間接的ながらも、包括的に犯罪抑止を働きかけることが妥当な手立てであるとされる⁽⁷⁰⁾。第二は「抑止方法の拡張機能」である。これは刑事責任の拡張の一形態として、法人活動から生じる社会的リスクの増大に対応するためのものと捉えられるもので、法人処罰は、自然人への処罰と比べて、法人そのものを処罰対象とすることで、刑罰のスティグマは組織体としての法人に向けられ、その結果、法人の活動が違法な結果が生じたという事実を明示する役割を果たすとされる⁽⁷¹⁾。

次に、法人処罰に刑法理論上の正当性を確保しようとする点にある⁽⁷²⁾。すなわち、英米法的なアプローチを採用しつつ、ドイツ法の理論も参考にしながら、日本の法体系への適合を図ろうとする⁽⁷³⁾。その過程で、ドイツ法を参考に、「不法の量」という観点から処罰範囲を適切に限定し⁽⁷⁴⁾、肉体的挙動と心理的要素の刑法理論上の規範的論拠を探求した上で、その規範的論拠について組織の行為・故意を法的概念として構成することは可能であるとする⁽⁷⁵⁾。

そして、法人処罰の客観面については、自然人の行為が法人の活動がもたらす犯罪惹起への危険を創出したと評価できる範囲で、その行為を法人の行為とみなすことにより、法人に肉体がないという理論的障壁の克服を試みる⁽⁷⁶⁾。他方、法人処罰の主観面においては、規範的責任論に立ち返り、法人の活動がもたらす犯罪惹起への危険の創出・実現が法人の置かれた立場によれば不可避であったか否かによって、法人の他行為可能性を判断できるとする⁽⁷⁷⁾。

さらに、法人処罰の理論的基礎に関する認識を前提として、同一視理論と組織モデルの再構成を試みることを通じて、法人処罰の具体的要件を示そうとする点である。すなわち、両者を法人処罰が認められる典型例と位置づけ⁽⁷⁸⁾、法人処罰の理論的基礎から、それぞれの具体的要件を再構成するのである。

まず同一視理論については、危険の創出・実現という観点から行為主体要件や客観的行為態様要件を規律する⁽⁷⁹⁾一方で、主観的超過要素として法人加害目的の不存在という要件を要求する⁽⁸⁰⁾。具体的には、法人加害の目的が存在しないことを前提として、行為主体の権限に応じた判断基準が設定される。例えば、包括的な権限を持つ代表者の場合、その権限とかなり抽象的な関連性のある行為から違法行為が生じた場合でも法人処罰の対象となる⁽⁸¹⁾。他方、制限された権限しか有しない従業員の場合は、その行為とある程度具体的な関連性がある行為から違法結果

が生じた場合にのみ法人処罰の対象となる⁽⁸²⁾。このように、「特定の自然人の行為が、法人を処罰するにふさわしい程度の量が備わった危険を実現しており、かつ、法人加害目的がなく、法人処罰によって犯罪抑止の働きかけが可能という状況にある場合にはじめて、その行為を法人の行為と同一視することが可能となる」⁽⁸³⁾のである。この同一視理論は、刑法理論によって基礎づけられることで、法人処罰の具体的要件がより明確になるとされる⁽⁸⁴⁾。

次に、組織モデルについては、個別の自然人の行為に着目しても法人処罰の対象とすることが正当化できるほどの危険の実現が認められない場合であっても、複数の自然人の行為を集合的に考察することで、法人組織の行為と責任を導き出そうとする⁽⁸⁵⁾。その際、危険の実現に関与した自然人全体に、他行為可能性が否定される事情が存在しなければ、法人自体にも他行為可能性を肯定し、責任非難を行うことが可能であるとされる⁽⁸⁶⁾。そして、法人は精神をもたない組織体であるが、故意の認定に必要な規範的論拠が満たされていれば、法人組織の故意が認められると解すればよく、非難可能性が高い場合、法人の内部で危険の実現に関与した複数の自然人を総合的に評価し、そのような事情が認められるかを判断することで、法人の故意を判断することになるとし、具体的には、法人と同一視することができないほどの下位の従業員であっても、その複数人が違法行為に関与していることを漠然と認識している状況では、法人を故意犯として処罰することが可能であろうとされる⁽⁸⁷⁾。

なお、ここでいう「組織故意」については、前述した①非難可能性が高度である場合に故意を認める立場からは、客観的犯罪成立要件の充足を認めるために集合対象となった複数自然人の認識を通じて、法人組織に高度の他行為可能性が認められる場合、以外に、②特別予防の必要性の高度さを示す指標として故意を理解する立場からは、法人組織の犯罪への親和性が高度と測定された場合に、肯定することが可能であると、いずれの立場においても故意に理論的根拠が充足されているかの判断によって「組織故意」を肯定することができるとされる⁽⁸⁸⁾。

しかし、統合説に対しても、主に次のような批判が提起されている。第一に、法人処罰の理論的基礎を充足する非典型例に対する対応が不明確であるとの指摘がある⁽⁸⁹⁾。第二に、「抑止対象の拡張機能」について、自然人処罰と法人処罰の理論的整合性に関する非難である。すなわち、『『自然人に対する刑法理論を法人に包括的に適用する』観点からは、再構成が可能な範囲は自然人と法人との謂わば存在論的差異を埋めることまでで、処罰要件の『水準』はあくまでも同じなければならない、処罰要件の『水準』を異なって捉えるのだとすれば、『自然人処罰』と『法人処罰』について、刑法理論としての対応関係は、その一点をもって否定される』⁽⁹⁰⁾とする。つまり、自然人処罰に要求される処罰要件の水準を法人処罰に限定して切り下げることは、法人処罰を刑法理論の枠外に位置づけることとなり、結果として刑法理論としての対応関係が失われることになるとされる⁽⁹¹⁾。

(3) 法人処罰の根拠に対する若干の考察

法人は単なる利益追求の経済主体としての側面にとどまらず、社会の一員として多様な社会的責任を担う存在であり、その形態も千差万別である。特に近年、SDGs への注目が高まるなか、法人にも社会の一員として社会の変化に対応し、持続可能な発展に寄与することが強く求められている。また、法人は自然人と同様に、法律上の権利能力を認められている⁽⁹²⁾。それと同時に、法人は多くの自然人と複雑な制度により構成された組織体でもある⁽⁹³⁾。このような法人の多面的性質は、単一の理論的視座からの把握を困難にする側面を有している。そのため、状況に応じて、同一視理論に当てはまる場合もあれば、組織モデルが適切な場合もあり、「一定の社会的場面においては妥当する場合があるし、そうでない場合もあるということとどまる」⁽⁹⁴⁾ ということができよう。このような観点からすれば、同一視理論と組織モデルの双方を考慮する見解が妥当である。ところで、この見解の中でも複数の見解が存在しているが、いずれの見解が合理的であろうか。

まず、組織モデルの限界を同一視理論によって補充しようとする補充説であるが、この見解には以下の三つの本質的な問題が指摘できる。

第一に、違法行為者の特定なしには法人の刑事責任を問えないという本質的な問題を克服できていない点である⁽⁹⁵⁾。第二に、理論的整合性の欠如である。すなわち、補充説は、一方で組織モデルによって自然人行為者と法人とを切り離して法人の責任を検討し、他方では、法人の認識・認識可能性については法人の行為とみなされる自然人行為者の認識・認識可能性と考えることから、法人の意思決定には自然人の認識・意思を媒介とする必要が生じる⁽⁹⁶⁾。つまり、「法人からみれば他人であるはずの自然人の肉体的挙動と心理的要素を媒介として法人の肉体と精神を認めることを説明できない」⁽⁹⁷⁾ という理論的矛盾を抱えることになる。第三に、補充説の機能的側面に関するものである。すなわち、補充説は同一視理論により法人の刑事責任が認められる場合に、組織モデルを導入することで法人の刑事責任を免責する余地を与える見解⁽⁹⁸⁾ とも解されることができる。しかし、同一視理論と組織モデルは、いずれも法人の自己責任を根拠づけるための理論であって、法人の刑事責任を免責するための理論ではないため、このような考え方は適切とはいえない。

次に、企業の大規模化や複雑化に伴い、企業犯罪による被害が深刻化する一方で、従来の同一視理論では対応できない状況に対処することを目的とし、個人の責任を問う同一視理論と、組織全体の責任を問う企業システム過失論を併用する見解である併用説においては、従業員の違反行為が発生した場合、法人がコンプライアンス・プログラムを適切に実施していたことを証明し、この証明が認められれば、その他の事情を考慮せずに、その違反行為は法人内の個人が自己の利

益のために法人の活動を利用したものと判断され、法人は無過失として免責される⁽⁹⁹⁾とするが、このような判断は妥当ではない⁽¹⁰⁰⁾。なぜなら、法人がコンプライアンス・プログラムを実施することのみを免責の判断根拠とすることで、法人が形式的にコンプライアンス・プログラムの導入・実施に終始する可能性も考えられるからである。

一方で、このような場合、実質的にはコンプライアンス・プログラムの実施していないとして、法人の注意義務違反を認めるべきとの主張もあり得る⁽¹⁰¹⁾。しかし、実質的にコンプライアンス・プログラムを実施していた否かを判断する基準が不明確である⁽¹⁰²⁾ことから、たとえ形式的であったとしても、外形上はコンプライアンス・プログラムを実施していたということで、実質的には法人に免責を認めることになってしまうであろう。法人に免責を認めるためには、コンプライアンス・プログラムの導入・実施のみで判断するのではなく、コンプライアンス・プログラムに違反した法人の構成員や部局の行動全体⁽¹⁰³⁾や、自然人行為者の注意義務違反⁽¹⁰⁴⁾、実行行為の裁量権限からどの程度逸脱しているかという事情⁽¹⁰⁵⁾も判断材料にするべきであろう。

以上の検討を踏まえると、法人処罰の根拠に関する諸見解の中でも、統合説が妥当であると解される。その理由として、以下の2点をあげることができる。

第一に、統合説が法人処罰の積極的存在意義を「抑止対象・抑止方法の拡張機能」という2つの機能的側面から理論的に基礎づけている点である。前述したように、「抑止対象の拡張機能」によって、自然人処罰に代わって、多くの自然人の活動を結びつける法人自体を処罰対象とすることで、自然人処罰では対象とはならない多数の自然人に対して、包括的に犯罪抑止の働きかけを行うことにより、過剰な処罰を回避しながら効果的な犯罪抑止を実現できる⁽¹⁰⁶⁾。また、「抑止方法の拡張機能」により、法人自体を処罰対象とすることで、刑罰のスティグマは、活動主体である法人自体に与えられることとなる⁽¹⁰⁷⁾。これにより、自然人処罰とは質的に異なる刑事制裁として機能し、法人の活動領域から違法結果が生じたことを明確に示すことが可能となる⁽¹⁰⁸⁾。このように、統合説は他の見解と異なり、法人処罰の積極的意義について理論的な基礎付けを提供している点で、より説得的な理論構成を示しているといえる。

第二に、統合説が英米法と同様に、刑法理論上の整合性を追求している点である⁽¹⁰⁹⁾。すなわち、法人の責任を構築するにあたり、客観面と主観面に分けて考察を行っている。そして、客観面からは、法人処罰による抑止対象・抑止方法の拡張の必要性を基礎づけた法人の活動による危険の増加という観点から、主観面からは、犯罪成立に必要な主観的要素を個別に検討する⁽¹¹⁰⁾ことで、刑法理論上の正当性を確保している。それゆえ、統合説が妥当であると考えられる⁽¹¹¹⁾。

ところで、前述した統合説に対する批判については、次のように考える。まず、法人処罰の理論的基礎を充足する非典型例への対応について指摘⁽¹¹²⁾については、統合説は非典型的な場面でも法人を処罰することは十分可能であろう。例えば、法人の業務に関連するものの、直接的な業

務執行とは言えない周辺の行為から生じた違法行為のような同一視理論や組織モデルの処罰要件では捉えにくい状況においては、両理論の処罰要件の形式的該当性にこだわることなく、法人処罰の理論的基礎を満たしているか否かという実質的な観点から法人処罰の可否を判断する⁽¹¹³⁾ことで適切な解決を図ることができるであろう。したがって、統合説は非典型的な場面においても、法人処罰の可能性を確保することはできると考えられるであろう。

また、自然人処罰に要求される処罰要件の水準を法人処罰に限定して切り下げを行うことは、法人処罰を刑法理論の枠外に位置づけることから刑法理論としての対応関係が失われるとの批判がある⁽¹¹⁴⁾。しかし、統合説が自然人処罰と異なる種類の刑事制裁として法人処罰という制度を構成した⁽¹¹⁵⁾としても、自然人処罰と同様のレベルの客観的・主観的要件を要求している⁽¹¹⁶⁾のであり、処罰要件の水準は維持されている⁽¹¹⁷⁾と考えられることから、この批判も妥当ではないであろう。

4. おわりに

わが国における法人処罰論は、戦前から活発な議論の対象とされ、多様な見解が提起されてきた。とりわけ、法人処罰の根拠をめぐる、同一視理論と組織モデルの対立を中心に理論的展開がなされてきた。しかし近年では、これらの理論的対立を踏まえた新たな見解が多数登場している。本稿では、このような法人処罰論の展開を踏まえ、従来の見解を概観しながら考察を行った。

本稿における検討の結果、まず法人の犯罪能力については、法人の活動実態、社会的影響力、及び法的規制の実効性という観点から、法人の犯罪能力を肯定すべきであると結論づけた。また、法人処罰の根拠については、法人処罰の積極的意義に関する理論的基礎付けが可能であり、かつ刑法理論上の正当性を確保している統合説がもっとも妥当であるとの結論に至った。

もっとも本稿は、なお試論の域を出ておらず、以下の課題が残されている。第一に、統合説の観点から、近時注目を集めているコンプライアンス・プログラムを法人処罰の枠組みの中でどのように位置づけるべきかという理論的課題である。第二に、統合説の観点から、法人処罰の立法化に際し、具体的にどのような条文化を図るべきかという実務的課題である。さらに、法人処罰に対する立法化が進展している諸外国の事例について、本稿では十分な検討を行うことができなかった。

これらの未検討の課題については、関連資料のさらなる収集と分析を行ったうえで、今後の検討課題としたい。

《注》

- (1) 徳島地判昭和48年11月28日刑裁月報5巻11号1473頁。
- (2) 福岡高判昭和57年1月25日刑裁月報14巻1・2号26頁。
- (3) 最判昭和63年2月29日刑集42巻2号314頁。
- (4) 最判平成29年6月12日刑集71巻5号315頁。
- (5) 東京高判令和5年1月18日LEX/DB25572671。
- (6) David Ormerod/ Karl Laird/ Matthew Gibson, *Smith, Hogan, and Ormerod's Criminal Law*, 17th, Oxford University Press, 2024, 266-267. なお、イギリスにおける法人処罰の基本構造については、川崎友巳『企業の刑事責任』（成文堂，2004年）121頁以下、樋口亮介『法人処罰と刑法理論』（増補新装版）（東京大学出版会，2021年）51頁以下参照。
- (7) *Id.*, at 267.
- (8) GOV. UK, “Policy paper Economic Crime and Corporate Transparency Act: identification principle for economic crime offences”, (<https://www.gov.uk/government/publications/economic-crime-and-corporate-transparency-act-2023-factsheets/economic-crime-and-corporate-transparency-act-identification-principle-for-economic-crime-offences>) (Access to 2024. 10. 24).
- (9) *Id.* また、Ormerod/ Laird/ Gibson, *supra* note 6, at 266-267 参照。
- (10) Ormerod/ Laird/ Gibson, *supra* note 6, at 277.
- (11) なお、わが国においても、多数の特別法において両罰規定が設けられている。例えば、国税徴収法190条、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律17条、不正競争防止法22条などでは、自然人である行為者の処罰に加えて、当該行為者と一定の関係にある法人をも処罰の対象とすることが規定されている。
- (12) 川崎友巳「企業の刑事責任」刑法雑誌41巻2号（2002年）114頁。
- (13) 川崎友巳「法人処罰論の今日的展開——『企業の刑事責任』再論』『大谷實先生喜寿記念論文集』（成文堂，2011年）366～367頁。なお、わが国や諸外国における法人処罰論に関して詳細に検討したものと、川崎・前掲注(6)、樋口・前掲注(6)がある。
- (14) 大判大正12年12月1日刑集2巻895頁。
- (15) 大判昭和5年6月25日刑集9巻433号。
- (16) 大判昭和10年11月25日刑集14巻1217頁。
- (17) 大判昭和5年6月25日法律新聞3174号7頁。
- (18) 最大判昭和32年11月27日刑集11巻12号3113頁。なお、本件について、樋口亮介「判批」行政判例百選Ⅰ〔第6版〕（別冊ジュリスト211号）（有斐閣，2012年）238頁。
- (19) 最判昭和40年3月26日刑集19巻2号83頁。なお、本件について、今井猛嘉「判批」刑法判例百選Ⅰ総論〔第8版〕（有斐閣，2020年）8頁。
- (20) 村井敏邦「判批」刑法判例百選Ⅰ総論〔第3版〕11頁。
- (21) 今井・前掲注(19)9頁。
- (22) 川端博＝西田典之＝原田國男＝三浦守編『裁判例コンメンタール刑法』第1巻（立花書房，2006年）149頁〔佐久間修〕。
- (23) 川端ほか・前掲注(22)148頁〔佐久間修〕。
- (24) この点を指摘するものとして、山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝今井猛嘉＝橋爪隆＝高崎秀雄＝樋口亮介「〔現代刑事法研究会〕第2回 法人処罰」ジュリスト1383号（有斐閣，2009年）133頁〔樋口亮介発言〕。
- (25) 山口ほか・前掲注(24)133頁〔樋口亮介発言〕では、「いわゆる過失推定説は、この監督義務が訴

訟法上の推定を受けるという考えですから、法人処罰の理論的根拠とは関係がありません。」と。

- (26) 樋口亮介「第8章 両罰規定」山口厚編著『経済刑法』(商事法務, 2012年) 351~352頁。
- (27) 植松正『再訂刑法概説Ⅰ総論』(勁草書房, 1974年) 118頁, 団藤重光『刑法綱要総論』〔第3版〕(創文社, 1990年) 126頁, 滝川幸辰『犯罪論序説』(文有堂, 1938年) 21頁以下など。
- (28) 藤木英雄=板倉宏『刑法案内1』〔オンデマンド版〕(勁草書房, 2019年) 62頁。
- (29) 高橋則夫『刑法総論』〔第5版〕(成文堂, 2022年) 107頁, 藤木=板倉・前掲注(28)62頁。
- (30) 宇津呂英雄「法人処罰のあり方」石原一彦=佐々木史朗=西原春夫=松尾浩也編『現代刑罰法体系』〔第1巻〕(日本評論社, 1984年) 207頁。
- (31) 高橋(則)・前掲注(29)107頁。
- (32) 宇津呂・前掲注(30)207頁。
- (33) 今上益雄『重点講義 刑法総論』(北樹出版, 1997年) 67頁, 大谷實『刑法講義総論』〔新版第5版〕(成文堂, 2019年) 102頁, 高橋(則)・前掲注(29)107頁。
- (34) 佐伯仁志「法人処罰に関する一考察」芝原邦爾=西田典之=井上正仁編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集』〔上巻〕(有斐閣, 1998年) 664頁。
- (35) 大谷・前掲注(33)103頁。
- (36) 肯定説を主張するものとして, 大谷・前掲注(33)102頁以下, 井田良『講義刑法学・総論』〔第2版〕(有斐閣, 2018年) 105頁, 高橋(則)・前掲注(29)108頁, 宇津呂・前掲注(30)206頁以下, 佐伯・前掲注(34)663頁以下, 藤木英雄『刑法講義総論』〔オンデマンド版〕(弘文堂, 2003年) 108頁以下など。
- (37) 今井猛嘉「企業の刑事責任」甲斐克則編『企業活動と刑事規制』(日本評論社, 2008年) 16頁, 大谷實「法人処罰の在り方(二)」同志社法学43巻3号(1991年) 5頁以下など。
- (38) 今井・前掲注(37)16~17頁。
- (39) 高橋(則)・前掲注(29)108頁。
- (40) 樋口亮介「法人処罰と刑法理論」刑法雑誌46巻2号(2007年) 192~193頁。
- (41) 藤木・前掲注(36)107~109頁。
- (42) 藤木・前掲注(36)113頁。
- (43) 板倉宏「組織体の過失と個人の過失」藤木英雄編『公害犯罪と企業責任』(オンデマンド版)(弘文堂, 2004年) 212頁。
- (44) 板倉宏『企業犯罪の理論と現実』(有斐閣, 1975年) 33頁。
- (45) 板倉・前掲注(44)34頁。
- (46) 大谷實「法人処罰の在り方(一)」同志社法学43巻2号(1991年) 15頁。
- (47) 岩井宣子「公害罪法における法人処罰」藤木英雄編『公害犯罪と企業責任』(オンデマンド版)(弘文堂, 2004年) 199頁。
- (48) 樋口・前掲注(40)194頁。
- (49) 川崎友巳「企業に対する刑事規制のあり方」甲斐克則編『企業活動と刑事規制』(日本評論社, 2018年) 223~224頁。
- (50) 樋口亮介「法人の処罰」西田典之=山口厚=佐伯仁志編『刑法の争点』(有斐閣, 2007年) 11頁。
なお, 川崎教授も法人の刑事責任を問う前提として, 自然人行為者を特定することを必要とする点では, 両見解は共通しているとされる(川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』378頁)。
- (51) 佐伯・前掲注(34)672頁。
- (52) 佐伯・前掲注(34)672頁。
- (53) 佐伯・前掲注(34)672頁。
- (54) 佐伯・前掲注(34)672頁。

- (55) 佐伯・前掲注(34)673 頁。
- (56) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』386 頁。
- (57) 川崎・前掲注(12)刑法雑誌 41 卷 2 号 124 頁。
- (58) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』386 頁。
- (59) 川崎・前掲注(49)224 頁。
- (60) 川崎・前掲注(49)224 頁, 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』386 頁。
- (61) 川崎・前掲注(49)225 頁, 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』386 頁。
- (62) 川崎・前掲注(12)刑法雑誌 41 卷 2 号 124 頁。
- (63) 川崎・前掲注(12)刑法雑誌 41 卷 2 号 124 頁。
- (64) 川崎・前掲注(49)225 頁。
- (65) 川崎・前掲注(12)刑法雑誌 41 卷 2 号 126 頁。
- (66) 川崎・前掲注(12)刑法雑誌 41 卷 2 号 126 頁。
- (67) 樋口・前掲注(6)43 頁。
- (68) 今井猛嘉「コンプライアンス・プログラムと法人処罰」刑事法ジャーナル 17 号 (2009 年) 17~18 頁。
- (69) 樋口・前掲注(6)151 頁以下, 同・前掲注(40)194 頁以下など。
- (70) 樋口・前掲注(6)153 頁。
- (71) 樋口・前掲注(6)155 頁, 樋口・前掲注(40)195 頁。
- (72) 樋口・前掲注(6)156 頁以下。
- (73) 樋口・前掲注(6)159 頁。
- (74) 樋口・前掲注(6)135 頁, 165 頁。
- (75) 樋口・前掲注(6)159 頁。
- (76) 樋口・前掲注(6)159 頁。
- (77) 樋口・前掲注(6)160 頁。
- (78) 樋口・前掲注(6)169~170 頁。
- (79) 樋口・前掲注(6)164~167 頁。
- (80) 樋口・前掲注(6)165~166 頁。
- (81) 樋口・前掲注(40)197 頁。
- (82) 樋口・前掲注(40)197~198 頁。
- (83) 樋口・前掲注(40)198 頁。
- (84) 樋口・前掲注(40)198 頁。
- (85) 樋口・前掲注(6)167~169 頁。
- (86) 樋口・前掲注(40)199 頁。
- (87) 樋口・前掲注(40)199 頁。
- (88) 樋口・前掲注(6)168 頁。
- (89) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』358 頁。
- (90) 神例康博「法人処罰論の課題」浅田和茂 = 川崎英明 = 葛野尋之 = 前田忠弘 = 小林憲太郎松宮孝明編『刑事法理論の探求と発見 齊藤豊治先生古稀祝賀論文集』(成文堂, 2012 年) 86~87 頁
- (91) 神例・前掲注(90)86~87 頁。
- (92) この点について, 近江幸治教授は, 「法人の社会的機能に着目した場合, 一定の制約はあるものの, 自然人と何ら変わりはないと考える (実在説)。そもそも, 『自然人』といえども, 法律が『人 (権利主体)』と認めた社会的実在にすぎない」と指摘する。近江孝治『民法講義 I 民法総則』〔第 7 版〕(成文堂, 2018 年) 97 頁。

- (93) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』358頁。
- (94) 樋口・前掲注(50)11頁。
- (95) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』386頁。
- (96) 伊東研祐「組織体刑事責任論」廣瀬健二＝多田辰也編『田宮裕博士追悼記念論集』（上）（2001年，信山社）408～412頁。
- (97) 樋口・前掲注(6)41頁。
- (98) このように指摘し，補充説の妥当性を否定するものとして，川崎友巳「法人処罰論の新境地——樋口亮介著『法人処罰と刑法理論』（東京大学出版会，2009年）の公刊を契機に——」川端博＝浅田和茂＝山口厚＝井田良編『理論刑法学の探究③』（成文堂，2010年）191頁。
- (99) 川崎友巳「両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム——『企業システム過失責任』の導入をめざして——」同志社法学50巻3号（1999年）41頁以下。
- (100) 樋口・前掲注(6)『大谷實先生喜寿記念論文集』43頁，樋口亮介「法人処罰」ジュリスト1348号（2008年）78頁。
- (101) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』389頁。
- (102) この点に関し，樋口教授は「コンプライアンスプログラムの内容として挙げられるマニュアル作成などの具体的措置が実施されているにもかかわらず，実質的にはコンプライアンスプログラムが実施されていないという評価があり得るとすると，実質的なコンプライアンスプログラムの実施という評価が成立する基準がさらに問題となる。その基準は，刑法理論の見地から決定するほかないし，刑法理論上の視点を持たないまま実質的なコンプライアンスプログラムの実施とはどのようなものかという議論に立ち入っても，従来の同一視理論や組織モデルが社会通念という概念に依拠することで陥った混乱と同種の事態に至るだけではないか」と指摘される（樋口・前掲注(100)78頁）。
- (103) 樋口・前掲注(100)78頁脚注35。
- (104) 樋口・前掲注(6)43頁。
- (105) 樋口・前掲注(40)200頁。
- (106) 樋口・前掲注(40)195頁。
- (107) 樋口・前掲注(40)195頁。
- (108) 樋口・前掲注(40)195頁。
- (109) 樋口・前掲注(6)155～163頁。
- (110) 樋口・前掲注(40)196～197頁。
- (111) なお，法人処罰の客観面について樋口教授の見解に賛同するものの，主観面については，私見では規範的責任論ではなく可罰的責任論（規範的責任論を出発点としつつ，刑罰目的，特に予防的視点を考慮したうえで，当該行為が刑罰に値する責任を有するか否かを判断する見解（高橋（則）・前掲注(29)368頁など）の観点から判断する。これにより，より実質的な責任判断が可能になると解する。もっとも，法人処罰の主観面を可罰的責任論から判断した場合でも，具体的な結論において規範的責任論との大きな差異は生じないと思われる。例えば，法人の活動がもたらす犯罪惹起への危険の創出が，法人の置かれた立場からみて適法な行為の選択を著しく困難にし，適法行為の期待可能性が極めて減少していた場合には，いずれの理論によっても責任は認められないことになる。ただし，この見解に対しても，規範的責任論を基礎とする統合説と同様に，法人処罰の主観的要素の不明確性という批判（川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』385頁）が予想される。この点については，今後さらなる理論の精密化が必要であり，具体的な事例の蓄積を踏まえた類型化を通じて，より明確な判断基準を確立している必要があろう。
- (112) 川崎・前掲注(13)『大谷實先生喜寿記念論文集』385頁。
- (113) 樋口・前掲注(40)199～200頁。

- (114) 神例・前掲注(90)86～87 頁。
- (115) 樋口・前掲注(6)154～155 頁。
- (116) 樋口・前掲注(6)155 頁以下。
- (117) 吉田開「コンプライアンス・プログラムと法人処罰」一橋ローレビュー 4 号(2020 年) 75～76 頁。

A Study on Corporate Criminal Liability

Kinya TAKAHASHI

Abstract

In modern society, while corporate activities have become increasingly sophisticated and complex, corporate misconduct continues to occur persistently. Despite these circumstances, Japanese criminal law has the distinctive characteristic of lacking provisions that directly stipulate punishment for corporate crime. Against this background of criminal law features, various perspectives have been proposed and active discussions have developed from pre-war times to the present day under the theoretical framework of “corporate punishment theory.”

Regarding the theoretical basis for corporate punishment, two representative theoretical positions have been contrasted: the “identification theory,” which equates corporate actions with individual actions, and the “organizational model,” which focuses on the inherent organizational structure of corporations. However, in recent years, multiple new perspectives have been proposed that incorporate the theoretical advantages of both approaches while acknowledging the opposing structure of these two theories.

This research concludes that corporate criminal capacity should be affirmed from the perspectives of corporate organizational activity realities, the magnitude of their social influence, and the effectiveness of legal regulations. Regarding the theoretical basis for corporate punishment, after critically examining various traditional views, we have concluded that the integrated theory, which theoretically grounds the positive significance of corporate punishment while securing legitimacy in criminal law theory, is the most appropriate approach.

Keywords: Corporate punishment, Corporate crime, Identification theory, Organizational model, Integrated theory